

【今号の主なTOPICS】

- P 1 建築設備の定期点検告示 一部改正
- P 2 令和2年度建築保全業務労務単価について
- P 2 H31保全実態調査ありがとうございました
- P 3 保全担当者からのQ & A (段差解消機)
- P 4 温室効果ガス排出の抑制に向けて
- P 4 ひとりひとりができることから省エネ対策

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検告示（1351号）一部改正

官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第38号）に基づく「国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1351号）の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第756号）」が令和元年11月1日に公布済みです。公布の日から施行しています。

今回の改正は、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第30号）の令和元年6月25日施行に伴い、防火区画等の貫通措置の状況の「（に）判定基準」の建築基準法施行令の適用条項を改正する他、所要の改正を行ったものです。

具体には…次の①②について「（に）判断基準」条項を変更しましたが、**既存施設における点検項目、事項、方法、判断基準は変わっていません。**

①別表以下●内（ろ）点検事項「防火区画等の貫通措置の状況」について

建築基準法施行令第112条第14項→19項に変更

（「…当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない」という状態が維持されているか、の点検は変更無し）

- （別表第二）排煙設備「四予備電源（一）自家用発電装置」
- （別表第三）非常用の照明設備「二電池内蔵形の蓄電池…（二）配線」
- 同上 「五電源別置形の蓄電池…（一）蓄電池（四）充電器」
- 同上 「六自家用発電装置…（一）自家用発電装置」

②別表以下●内（ろ）点検事項「給水タンク等の腐食及び漏水の状況」について

建築基準法施行令第129の5条第2項第5号→第129の4条第2項第5号に変更

（「給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること」という状態が維持されているか、の点検は変更無し）

- （別表第四）給水設備及び排水設備
「二飲料水の配管設備（一）飲料用の給水タンク、貯水タンク…」

—ホームページ掲載場所—

<http://www.mlit.go.jp/common/001315030.pdf>

（国土交通省大臣官房官庁営繕部HP）

官庁施設の保全に関する法令・基準類

検索

令和2年度 建築保全業務労務単価 について

国土交通省官庁営繕部が毎年度実施している建築保全業務労務費の調査に基づき、令和2年度建築保全業務労務単価を作成しましたのでお知らせします。

－ホームページ掲載場所－

◇建築保全業務労務単価 報道発表資料(国土交通省HP)

https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000045.html

※国土交通省HP内「政策・仕事」→「官庁営繕」→「官庁施設の保全」→「官庁施設の保全に関する法律・基準類」内、

【3. 建築保全業務の発注に関する基準類】の「(4) 建築保全業務労務単価」にも掲載されています。

令和元年度 建築保全業務労務単価

検索



◇官庁施設の保全に関する法律・基準類

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000006.html

本単価を使用する「建築保全業務共通仕様書」「建築保全業務積算基準」「建築保全業務積算要領」の最新版は「平成30年版」です。

◇建築保全業務共通仕様書(平成30年版)

◇建築保全業務積算基準(平成30年版)

◇建築保全業務積算要領(平成30年版)

※平成30年版の改訂概要は [保全ニュース九州 55号](#) を参照ください。

平成31年度 保全実態調査 BIMMS-N について ～ご協力ありがとうございました～

《①保全実態調査結果一覧表》について

インフラ長寿命化計画(行動計画)

取り組みの見える化

ご報告内容について、一覧表にまとめた資料等を、各施設保全担当者(ブロック官署)へメールにて送付致しました。今後の施設保全業務にお役立てください。

《②施設のエネルギー使用状況》について

温室効果ガス排出の抑制「政府実行計画」

取り組みの見える化

上記と一緒に、BIMMS-Nの報告(光熱費)を基に、所管されている施設のエネルギー使用状況をまとめた資料を送付致しました。政府実行計画の取り組み推進等にお役立てください。

保全担当者からのQ&A ー保全実態調査 編ー

Q：階段に人を載せるための段差解消機があります。これも建基法12条定期点検の対象ですか？

A：第12条定期点検の対象の昇降機です。

有資格者による点検を実施していますか？

建築基準法第12条において定期点検を行う「昇降機」といえば真っ先に思い浮かぶのは「エレベーター」という方が多いのではないのでしょうか？

建基法で定められている昇降機にはエレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機その他、その他特殊なものはいくつかあります。今回は事務庁舎に設置されている場合がある特殊な昇降機も含め、昇降機の定期点検についてご紹介します。

平成20年3月10日国土交通省告示283号第一項に、定期検査等（国は定期点検）において検査等を実施する昇降機は次の一号から六号の記載があります。

～定期点検対象の昇降機～

今一度、点検対象として12条定期点検を実施しているか再チェック！

《平成20年3月10日国土交通省告示283号》

昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（抜粋）

第一項

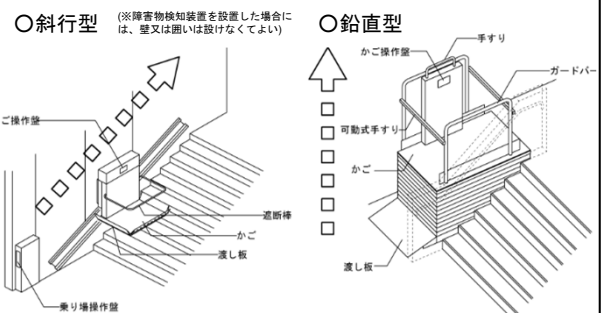
一 かがを主索又は鎖で吊つるエレベーター
（次号から第四号までに掲げるものを除く。） 別表第一

二 油圧エレベーター（次号及び第四号に掲げるものを除く。） 別表第二

三 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの

三号→通称：段差解消機等

別表第三



四 階段及び傾斜路に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が九メートル以下のもの 別表第四

四号→通称：いす式段差解消機等

五 エスカレーター 別表第五

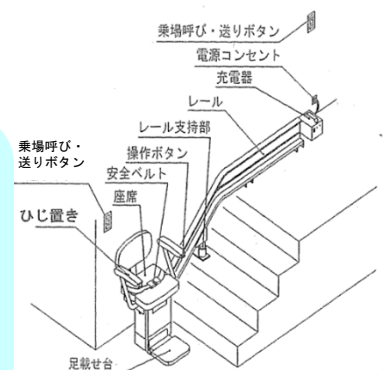
六 小荷物専用昇降機 別表第六

《具体的な点検項目は各別表》

上記の各「昇降機」は、各号末に記載の別表第一～六に基づき、同表（い）欄に掲げる事項に応じ、（ろ）欄の事項について、（は）欄の方法によって実施し、（に）欄の基準に該当しているかどうかを判定。

参考HP：国土交通省住宅局HP昇降機（エレベーター、エスカレーター等）について

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000105.html



温室効果ガス排出の抑制に向けて

—政府実行計画の実施計画の実行—

各省各庁におかれましては温室効果ガス排出の抑制にむけて、政府実行計画を実施中かと存じます。先日ブロック官署へ「②施設のエネルギー使用状況（P2掲載）の資料」を送付済みです。「省エネ対策が十分なのかな？」など気になる所管施設がありましたらこの機会に、資料を基にぜひチェックしてみてください。

気になる施設の「一次エネルギー消費量」について、

- ・同規模の所管施設を比較
- ・延べ面積規模毎の平均値と比較
- ・前年度からの増減
- ・2013年度※1からの増減

などチェックしてみてください。

施設の特性上、他との比較で参考にならない場合もあるかもしれませんが「比較してみたら消費量が多かった」など、省エネの余地がありそう？な施設は

《省エネ対策実施の再確認》

- ・継続して実施しているか？
 - ・見直しが必要などところはないか？など
- 「もう一步、新たな対策」を講じてみてはいかがでしょうか？

※1：政府実行計画の基準年。温室効果ガス排出量2013年度比10%削減目標

清掃してみませんか？

反射板の汚れを布等で拭き取りましょう。照明管の汚れ拭き取りも省エネに効果的です。照明管など傷つかないようにやさしく拭き取りましょう。照明器具は熱くなっている場合がありますので、作業は消灯してから30分程度おいてから行うなど、熱が下がっていることを確認して行ってください。高所作業は十分な注意が必要です。

期待される省エネ効果

清掃して白さを維持することで、明るく照らすことができ、効率が良くなります。照度センサーが省エネ方向に働き、余分な電力を使用しないので電気使用量の削減に繋がります。

反射板が汚れていると・・・

反射が不十分なので暗くなる。すると暗いことを照度センサーが感知し、明るさを維持するためにより多くの電力を使用。結果、余分な電力を使用していることとなります。

ひとりひとりが出来ることから

省エネ対策例

SDGs

Sustainability

持続可能な社会のために
できること

オフィス照明編

政府実行計画

温室効果ガス排出の抑制

「頭上を見上げたら・・・」

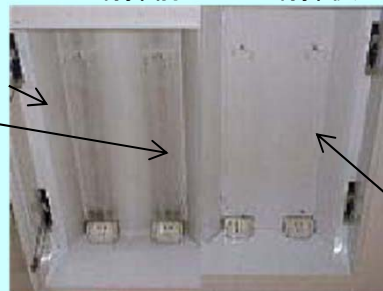
事務室の照明周りにある白い部分「反射板」は黒ずんでいるなど、汚れていませんか？

照明の反射板

左：清掃前 右：清掃後

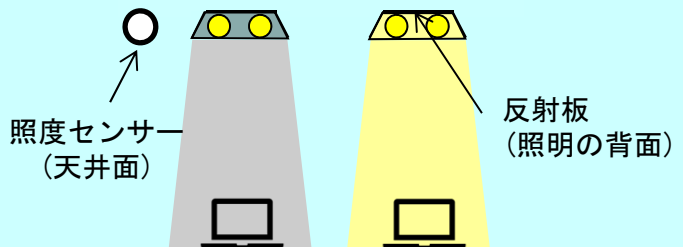
清掃前

反射板が黒ずんでいます



清掃後

反射板が白さを取り戻しました。きれいな反射板が照明の光を反射させ高効率を維持。



公共建築相談窓口

《 総合相談 》

営繕部計画課 TEL 092-476-3535

《 熊本・大分県の保全担当 》

熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-355-6122
〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1

《 福岡・佐賀・長崎県の保全担当 》

営繕部保全指導・監督室 TEL 092-476-3539

《 宮崎・鹿児島県の保全担当 》

鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188
〒892-0812 鹿児島市浜町2番5-1号

編集事務局

九州地方整備局営繕部 調整課 TEL 092-476-3537 FAX 092-476-3486
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
Eメールアドレス qsr-tatemono-hozen@mlit.go.jp